

国家発明商標庁 (ルーマニア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 RO. I
国内処理申請様式	附属書 RO. II

略語のリスト

国内官庁：	国家発明商標庁（ルーマニア）
L P I：	特許に関する法律 No. 64/1991，特許法No. 64/1991を改正及び補完するための法律 No. 28/2007第IV条の意味において再公布，2014年8月19日付ルーマニア官報No. 613，Part I で公布
R L P：	再公布した法律No. 64/1991施行規則を認可する2008年5月21日の決定No. 547，2008年5月18日付ルーマニア官報No. 456で公布
O F：	産業財産及び同使用管理規則における手数料についての政令No. 41/1998，産業財産及び同使用管理規則における手数料についての政令No. 41/1998を改正及び補完するために法律No. 381/2005第IV条の意味において再公布，2006年1月6日付ルーマニア官報No. 6，Part I で公布
C C P：	ルーマニア民事訴訟法

指定（又は選択）官庁 RO	国家発明商標庁 (ルーマニア) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 RO
国家発明商標庁（ルーマニア）による国内特許の付与を望む場合：		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)？	国内官庁は「相当な注意」及び「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	EUR 150	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ルーマニア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	複製を可能とするためにコントラストが必要であることを条件として、国内官庁はカラー又はグレースケールの図面を認める	
国内手数料 ²	通貨：ユーロ (EUR) 出願手数料 …………… EUR 30 優先権主張手数料，各優先権について …………… EUR 50 審査手数料 …………… EUR 500 最初の3年間の年金 …………… EUR 150	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	国内段階に入る国際出願の手数は50%減額される	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 手数料及び適用される期間についての詳細は、国内編ROの附属書RO.Iを参照されたい。

RO	国家発明商標庁（ルーマニア）（続き）	RO
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{3,4} 出願人が発明者でない場合には、特許についての出願人の権利を正当化する説明書 ⁴ 出願人がルーマニアに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	ルーマニアに居住し、国内官庁の名簿に登録されている工業所有権代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	
欧州特許を望む場合：附属書B2の欧州特許機構（EP）、国内段階の概要（EP）、国内編EP及びRO参照		

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

出願手数料	30
優先権主張手数料	50
公開手数料：	
－国内段階移行日から6か月以内に支払う場合	50
－国内段階移行時に支払う場合	80
調査手数料	50
審査手数料：	
－国内段階移行日から3か月以内に支払う場合	500
－更に20頁を超える各頁について	10
－更に5個を超える各請求の範囲について	15
－国内段階移行日から3か月経過後に支払う場合	300
－更に20頁を超える各頁について	5
－更に5個を超える各請求の範囲について	10
印刷及び付与手数料（決定公告の日から12か月以内に支払う）	100
－更に20頁を超える各頁について	5
国際出願日から各年の保護を有効にするための特許維持年金：	
－第1年度	—
－第2年度	—
－第3年度	150
－第4年度	160
－第5年度	180
－第6年度	200
－第7年度	220
－第8年度	240
－第9年度	260
－第10年度	280
－第11年度	300
－第12年度	320
－第13年度	340
－第14年度	370
－第15年度	400
－第16年度	500
－第17年度	500
－第18年度	500
－第19年度	500
－第20年度	500

手数料の支払方法

支払は国内官庁における直接支払・銀行振込が可能である。国内法はルーマニア・レイ建の額を定期的に表示するよう定めており、ルーマニア・レイのユーロに対する為替交換率がインフレにより変動するため、ユーロ建の金額は変動がない。したがって海外に居住する外国の出願人はユーロ建で手数料を支払わなければならない。

国内官庁における直接支払は次の所在地において可能である。

BCR S.A., Calea Plevnei nr. 159, Bussiness Garden București, Clădirea A, et. 6, sect. 6, București

口座の詳細は次のとおりである。

IBAN: RO38RNCB0080005630320005, BIC (SWIFT CODE) RNCBROBU, 国庫コード 4266081

この口座にされたすべての支払はこの口座に記入された日に国内官庁に対してされたものとみなされる。支払には国際出願番号、又は既に判明している場合には国内出願番号を表示し、支払う手数料の種類を表示しなければならない。